

第4章 景観まちづくりの方針

みまたの景観まちづくりのテーマを実現するために、本町における景観まちづくりの方針を定めます。

1. 景観まちづくりの基本方針

(景観法第8条第3項「良好な景観の形成に関する方針 景観形成の基本方針」)

第1章で整理した景観の特性と課題をもとに私たちの「暮らし」の中にある「自然」「文化・歴史」「まち」「眺め」の4つの特性ごとに基本方針を定めます。

(1) 自然と暮らし ～山、川、森林から育まれる暮らし～

① 鰐塚山系から始まる自然景観の恵みを守り、活かす

鰐塚山系の恵みにより田んぼや私たちの飲み水になる豊富な水を得られていること忘れことなく大切にしていきます。

約10kmにもわたる長田峡をつくった大自然は偉大であり、本町を代表する景観でもあります。こうした川、水のある暮らしを大切に思い、魅力を広めていきます。

町の面積の約70%を占める森林を守り育てていくことは、水、暮らし、産業、文化など町全体を守ることに等しいと考え大切にしていきます。

② 四季を感じることができると花の景観を守り、活かす

春の桜、つつじ、シャクナゲ、梅雨のアジサイ、夏の新緑、秋のヒガンバナ、イチヨウ、モミジ、冬の霜柱がたつ田畑など暮らしの中で四季を感じることができると花や木々などが身近なところにあることがどんなに素晴らしいことなのか、より多くの人に広めていきます。

(2) 文化・歴史が引き継がれる暮らし ～郷土芸能、風習などがある暮らし～

① まちの歴史や風格が感じられる景観を守り、活かす

梶山地区に残る梶山城跡や上之馬場の石垣、町内各所に特徴的な様相で鎮座するタノカンサアなどカタチのあるもの、前目地区が鹿児島県から先祖が移住してきたことで集落が始まったというような歴史など文化的なものは、その貴重さを忘れず、学び、次の世代へ語りつないでいきます。

② 棒踊りなどの郷土芸能を継承し、六月灯、盆灯ろうなどの地域が主体となった伝統行事を守り、紡ぐ

棒踊り、ジャンカン馬踊り、太郎踊りなど地域によって個性の光る郷土芸能が今も保存会によって継承されています。旧薩摩藩領の夏の風物詩である六月灯では子ども達が絵を書いた灯ろうを神社に奉納し、地域のひとが総出で企画から運営まで主体となり盆まつりなどの行事も定期的に開催されています。

地域のなりわいやくらしと一体となって息づいている郷土芸能や伝統行事などを次の世代にも紡いでいきます。

③ ひとがゆるやかに関わるくらしを守り、活かす

地域行事や高齢者サロン、子ども会、ノルディックウォーキング、グランドゴルフなど、楽しみお互いを尊重しながら多世代が地域の関わり合いをもって暮らしていきます。本町に残る「ちまき」「煮しめ」などたくさんの郷土料理の料理方法を伝えていきます。

(3) まちなみとくらし ～豊かなくらしとともにある住宅、産業、公園、道路など～

① ゆったりとしたまちなみを守る

都城市方面から本町に入ると、低層の住宅や店舗が広がり、遠景には必ず山なみがあり、まちの様相がゆったりとしたまちなみに変わります。この景観が「住みやすい」と感じる重要な要素であると捉え、守っていきます。

② 憩いの景観を守り、活かす

町内には旭ヶ丘運動公園、上米公園などの都市公園のほか椎八重公園、長田峡公園、矢ヶ淵公園など自然を活かした公園、大規模イベントやスポーツ大会にも対応したふれあい中央広場など各種整備され、町内外の子どもから高齢者まで幅広い世代にとって憩いの場となっています。公園内には、サクラ・ツツジ・モミジ・イチョウなど四季をたのしめる木々が植栽され、シーズン中は町外からも観光客が訪れる場所でもあります。

観光イベントとして定着している上米公園の桜まつりや最近取り組み始めた長田峡公園のライトアップも自然を活かした素敵な夜の景観であり、新たな景観形成としても注目されています。

町内にある様々な憩いの場を、そこに集まる人が生き生きと楽しく過ごせる場として守っていくために、安全性も踏まえ地域のみなさんと一緒に美化を推進し、活かしていきます。

③ くらしをつなぐ道の景観を守り、活かす

県道都城北郷線は、日南市と都城市を結ぶ幹線道路で、町内を東部から西部に貫く重要な道路軸です。沿道には、東部の自然景観、中央部で沖水川を越え、まちの中心部には賑わいとランドマークエリアとして公共施設やJR三股駅、産業会館など拠点施設が整備

されています。

今後、さらに沿道に寄り道のかげを生みだせる可能性も高く、大きな建物、工作物、標識などは色彩や素材に配慮し、まとまりのある景観を守り創出し、シーニックバイウェイとしても活用を見だしていきます。

また、日々の暮らしの中にある道も、毎日通る場所です。いつも気持ちよく使えるように、自動車での通行だけではなく、散歩、ランニング、サイクリングなど様々な手段で楽しめる道として、守り活かしていきます。

④ 里山をつくる集落や田園風景を守り、活かす

東部の第4地区と第5地区には、里山といえる集落がたくさんあり、棚田も残る地域です。その里山も町の中心部から自動車です分～15分の範囲にあり、気軽に里山生活の体感をできる場所にあります。空き家や耕作放棄地については、対策に知恵を絞って、里山体験など町外から観光客を呼び込む活用方法を見だしていきます。

(4) よい眺めのある暮らし ～たからものの眺望がある日々の暮らし～

① それぞれの地域で大切に思っている霧島山の眺めを守り、活かす

町内で景色の話題になると必ずといって過言ではないほど「ここから見る霧島山が一番いい姿だよ」などと町民が話します。日々の暮らしの中で見ている霧島山、あるいは眺めのよいところから見るのできる霧島山の姿は、私たちにとって「いつもそこにある日常のもの」ですが、広く自慢のできる誇り高いものでもあります。いつまでも、この眺めを楽しむのできるよう、「見る場所」(視点場)を守り、地域のたからとして活かしていきます。

② 身近な山なみの眺めを守る

都城盆地の東部を形成する山なみは、町内を移動するときに必ず遠景に映り込み、どこに居ても身近に「山のみどり」があり建物などを見えています。そのことがまちの豊かさを印象づけている重要な要素ともなっています。

いつまでも、この眺めを身近に感じるのできるように、大きな建物や構造物などは可能な限り周辺との調和を考へて、まちのたからとして守っていきます。



早馬まつり 谷太郎踊り



宮ノ原地区の田園風景 冬

2. ゾーンにおける配慮方針

(景観法第8条第3項「良好な景観の形成に関する方針 ゾーン別の考え方」)

「第1章三股町のまちづくりの現況 3. 景観からみる三股町の特性と課題」で整理した2つゾーンにおいて良好な景観づくりのために、大切にしたいことをまとめます。

(2) みどりと里山ゾーン

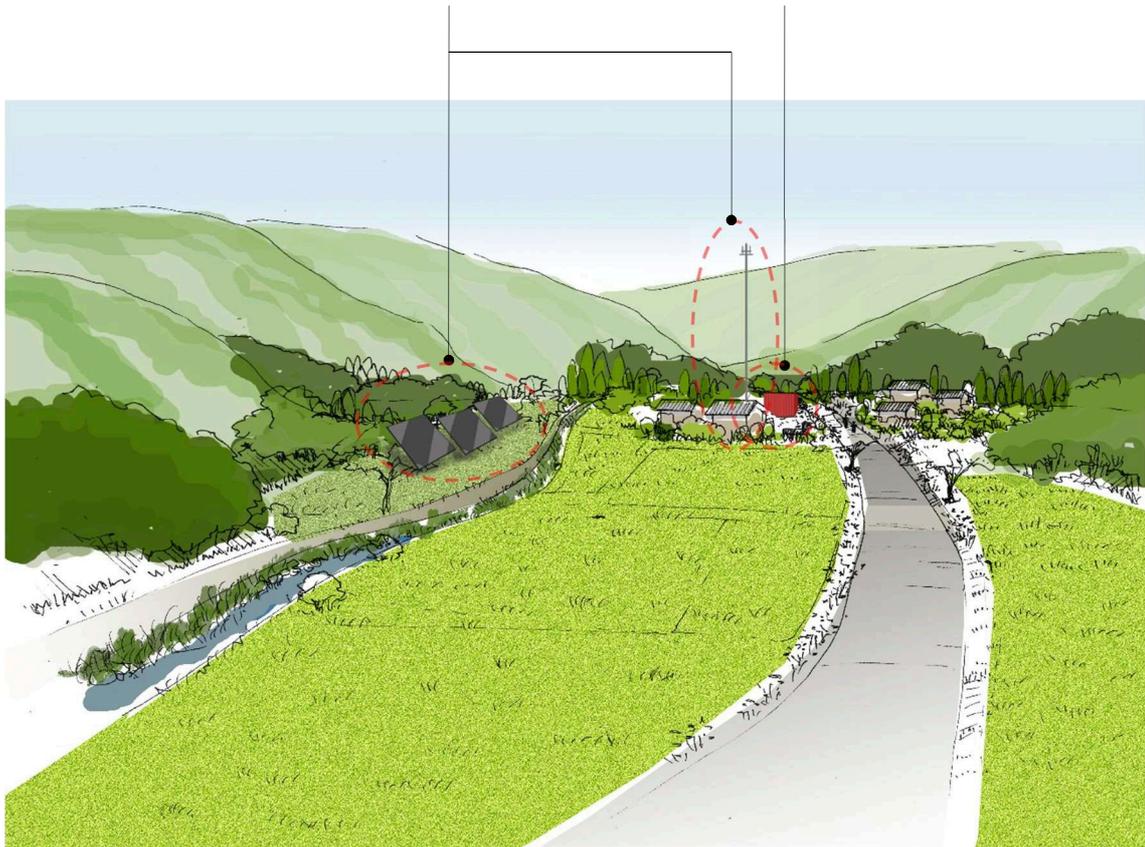
本町の豊かな自然環境の源となる「みどり」ゾーンと都市計画法の用途地域外の既存集落とその周辺の豊かな田園や森林を含む「里山」ゾーンです。

「豊かな自然環境と調和した景観を守る」

建物や工作物などは森林や田園と違和感がないように色や素材を選び、高さや配置に注意しながら生け垣などの目隠しを行うなど配慮して欲しい。

建物や工作物の配置や高さ、色など、周辺の自然環境に配慮しましょう

建物や工作物の色、素材は森林や田園と違和感のないよう調和を考えながら選びましょう



(2) 居住と田園ゾーン

人口の増加傾向を支える都市計画区域内の住宅地とその周辺の豊かな田園が広がるゾーンです。遠景には、霧島山など都城盆地の山なみが見えます。

「ゆったりとした居住空間と田園景観の調和を図る」

建物や工作物などは低層住宅や田園と違和感がないように色や素材を選び霧島山の眺望を守るため高さや配置に配慮して欲しい。

遠くにみえる霧島山の稜線を遮らない
ような施設の高さや配置にしましょう

広告塔などの位置は、霧島山の眺め
などに配慮して位置や色を検討し
ましょう

建物や工作物の色、素材は
低層住宅や田園と違和感のないよ
う調和を考えながら選びましょう

